

(5) 第7条の規定による改正後の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則第3条第2号及び第16条

情報公開課

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年 2月28日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第5号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和50年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定試験機関(法第15条の17第1項の規定により知事が指定する者をいう。以下同じ。)が建築士試験事務(二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務をいう。以下同じ。)を行う場合において第11条第3項に定める方法により受験の申込みを行わせるときは、第1項の規定による申請は、指定試験機関の定めるところにより、指定試験機関の定める電子情報処理組織を使用して行うものとする。

第11条の見出しを「(受験の申込み)」に改め、同条第1項中「(法第15条の17第1項の規定により知事が指定する者をいう。以下同じ。)」及び「(二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務をいう。以下同じ。)」を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定試験機関は、前項の受験申込書の提出に代えて、指定試験機関の定めるところにより、指定試験機関の定める電子情報処理組織を使用して建築士試験の受験の申込みを行わせることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

建築管理課

金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年 2月28日

長野県公安委員会委員長 宮下行一

長野県公安委員会規則第2号

金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則(昭和32年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び様式第1号中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

(年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例施行規則(平成11年長野県公安委員会規則第

3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附則

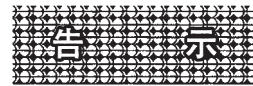
(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第53条第8項(同法第89条第3項及び同法以外の法令において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の抄本は、第1条の規定による改正後の金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則第2条第2号及び様式第1号に規定する登記事項証明書と、同法第53条第8項の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の謄本は、第2条の規定による改正後の年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例施行規則第2条第3項第2号に規定する登記事項証明書とみなす。

生活安全企画課



長野県告示第82号

平成11年長野県告示第182号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行します。

平成17年 2月28日

長野県知事 田中康夫

本則の表のAの項中「松本市の項」を「松本市1の項」に、

「第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の佐久市の項の地域」

を

「第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の佐久市の項の地域」

に、

「南安曇郡穂高町 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の南安曇郡穂高町1の項の地域」

「南安曇郡梓川村 付表の南安曇郡梓川村1の項の地域」

を

「南安曇郡穂高町 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の南安曇郡穂高町1の項の地域」

に改め、同表のBの項中

松本市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
-----	-----------------------

を

松本市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の松本市2の項の地域
-----	------------------------------------

に、

南安曇郡穂高町	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の南安曇郡穂高町2の項の地域
南安曇郡梓川村	付表の南安曇郡梓川村2の項の地域

を

南安曇郡穂高町	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の南安曇郡穂高町2の項の地域
---------	--

に改め、同表の付表の松本市の項を次のように改める。

松本市1	松本市のうち、次に掲げる地域 ア 大字島内の一部 イ 大字島立の一部 ウ 大字新村の一部 エ 大字和田の一部 オ 大字神林の一部 カ 大字笹賀の一部 キ 大字寿小赤の一部 ク 大字芳川村井町の一部 ケ 大字芳川小屋の一部 コ 梓川上野の一部 サ 梓川梓の一部 シ 梓川倭の一部
松本市2	松本市のうち、次に掲げる地域 ア 梓川梓の一部 イ 梓川倭の一部

本則の表の付表の佐久市の項中「大字長土呂字南上北原」を「長土呂字南上北原」に、「大字岩村田字松ノ木」を「岩村田字松ノ木」に、「大字猿久保字番屋前」を「猿久保字番屋前」に、「大字小田井字下曾根」を「小田井字下曾根」に、「大字横根字下長坂」を「横根字下長坂」に、「大字上平尾字瀆石」を「上平尾字瀆石」に、「大字下平尾字中島」を「下平尾字中島」に、「大字塚原字駿河塚」を「塚原字駿河塚」に、「大字常田字家地頭」を「常田字家地頭」に、「大字平塚字屋敷裏」を「平塚字屋敷裏」に、「大字根々井字北供養塚」を「根々井字北供養塚」に、「大字鳴瀬字船久保」を「鳴瀬字船久保」に、「大字今井字東田」を「今井字東田」に、「大字三河田字市子塚」を「三河田字市子塚」に、「大字横和字宮の上」を「横和字宮の上」に、「大字野沢字辻」を「野沢字辻」に、「大字鍛冶屋字前田」を「鍛冶屋字前田」に、「大字高柳字前堀」を「高柳字前堀」に、「大字本新町字堰下」を「本新町字堰下」に、「大字跡部字舞台」を「跡部字舞台」に、「大字三塚字三千束」を「三塚字三千束」に、「大字桜井字金井場」を「桜井字金井場」に、「大字伴野字土手蔭」を「伴野字土手蔭」に、「大字根岸字阿ら屋」を「根岸字阿ら屋」に、「大字東立科字立科」を「東立科字立科」に、「大字小宮山字轉石」を「小宮山字轉石」に、「大字前山字町後」を「前山字町後」に、「大字大沢字中島」を「大沢字中島」に、「大字中込字油田」を「中込字油田」に、「大字瀬戸字桜山」を「瀬戸字桜山」

に、「大字平賀字長塚」を「平賀字長塚」に、「大字太田部字砂田」を「太田部字砂田」に、「大字常和字下川原」を「常和字下川原」に、「大字内山字神房」を「内山字神房」に、「大字香坂字鶴ヲネ」を「香坂字鶴ヲネ」に、「大字安原字光明寺」を「安原字光明寺」に、「大字新子田字境内」を「新子田字境内」に、「大字志賀字下八重久保」を「志賀字下八重久保」に改め、同付表の南安曇郡梓川村1の項及び南安曇郡梓川村2の項を削る。

地球環境課

長野県告示第83号

昭和50年長野県告示第97号（騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行します。

平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

第1表の佐久市の項中「第一種低層住居専用地域」を

「第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域」に改め、同表の東筑摩郡四賀村の

項を削り、同表の付表の東筑摩郡四賀村の項を削る。

第3表の佐久市の項中「第一種低層住居専用地域」を「第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域」に改め、同表の東筑摩郡四賀村の項を削り、同表の付表の東筑摩郡四賀村の項を削る。

地球環境課

長野県告示第84号

昭和52年長野県告示第683号（振動規制法に基づく規制地域の指定）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行します。

平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

第1表の佐久市の項中「第一種低層住居専用地域」を「第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域」に改め、同表の千曲市の項中「第二種中高層住居地域」を「第二種中高層住居専用地域」に改め、同表の備考の2中「長野県生活環境部公害課」を「長野県生活環境部地球環境課」に、「町村役場」を「町役場」に改める。

地球環境課

長野県告示第85号

昭和50年長野県告示第114号（悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行します。

平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

第1表の佐久市の項中「第一種低層住居専用地域」を「第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域」に改め、同表の千曲市の項中「第二種中高層住居地域」を「第二種中高層住居専用地域」に改める。

地球環境課

長野県告示第86号

平成6年長野県告示第130号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行します。

平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

本則中「町村役場」を「町役場」に改め、同本則の表のIの項中

北佐久郡浅科村	付表の浅科村1の項の地域
小県郡丸子町	付表の丸子町の項の地域

を

小県郡丸子町	付表の丸子町の項の地域
--------	-------------

に改め、同表のIIの項中

北佐久郡御代田町	準工業地域 付表の御代田町2の項の地域
北佐久郡浅科村	付表の浅科村2の項の地域

を

北佐久郡御代田町	準工業地域 付表の御代田町2の項の地域
----------	---------------------

に改め、同表の付表の佐久市1の項及び佐久市2の項を次のように改める。

佐久市1	佐久市のうち次に掲げる地域 ア 小田井字上金井の一部 字中金井の一部 字下金井の一部 字皎月の一部 イ 横根字島原の一部 ウ 塚原字丸山の一部 字駿河塚の一部 字屋敷の一部 字久保田の一部 字四ツ谷の一部 字籠子田の一部 字砂畑の一部 字関添の一部 字堰下の一部 字長塚の一部 字宮の前的一部分 字小太郎塚の一部 字前田の一部 字堰添の一部 字姫子石の一部 字下荒町の一部 字志茂田の一部 字古屋敷の一部 字宮の澤の一部 字野岸 字井戸上 字濁 字常木 エ 塩名田字山本の一部 字下唐沢の一部 字初坪の一部 字六反田の一部 字山王の一部 字和久の一部 字岩下の一部 字居屋敷の一部 字屋敷裏の一部 字砂原の一部 字笠石の一部 字下川原の一部 オ 御馬寄字白土の一部 字ハマイ場の一部 字下平の一部 字熊野の一部 字田中島の一部 字中平の一部 字庄ノ上的一部分 字庄ノ前的一部分 字田中島の一部 字オノ神の一部 字北原の一部 字走り落の一部 字丸山の一部
------	---

佐久市2	佐久市のうち次に掲げる地域 ア 岩村田字狭石の一部 字押出の一部 イ 塚原字藤塚の一部 字小更 字百ヲサ ウ 桑山字駒込の一部 山梨の一部
------	--

本則の表の付表の浅科村1の項及び浅科村2の項を削る。

地球環境課

長野県告示第87号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定します。

平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道117号	長野県飯山市大字蓮字上川原2567番の口地先から 長野県飯山市大字静間字伍位野2737番の10地先まで
一般国道142号	長野県諏訪郡下諏訪町字町屋敷三2129番の11地先から 長野県岡谷市大字長地字山の神3931番地先まで
一般国道292号	長野県下高井郡山ノ内町大字平穩7149番の17地先から 長野県飯山市大字蓮字上川原2567番の口地先まで
一般国道403号	長野県中野市大字江部字川原田1378番の5地先から 長野県中野市大字江部字殿橋613番の2地先まで
一般国道406号	長野県長野市大字西長野字袖長野1番の5地先から 長野県長野市大字東和田字下組南沖770番の1地先まで
一般国道406号	長野県須坂市大字仁礼字河原499番の1地先から 長野県小県郡真田町大字土合1196番の1地先まで
県道下諏訪辰野線	長野県岡谷市大字長地字柴宮三丁目2981番の2地先から 長野県岡谷市大字長地字梨久保二丁目4125番の1地先まで
県道中野豊野線	長野県中野市大字草間字林畔1733番の3地先から 長野県中野市大字吉田字立石木122番の9地先まで
県道信濃信州新線	長野県上水内郡信濃町大字柏原字上町161番の5地先から 長野県長野市戸隠字宝光社東2285番の1地先まで
県道長野信濃線	長野県長野市浅川東条286番の23地先から 長野県長野市上松3丁目931番の5地先まで
県道下仁田軽井沢線	長野県北佐久郡軽井沢町大字発地1399番の1地先から 長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢東264番地先まで
県道長野須坂インター線	長野県須坂市大字八町字花田1761番の1地先から 長野県須坂市大字仁礼字河原503番の1地先まで

県道長野戸隠線	長野県長野市戸隠字宝光社西2218番の7地先から 長野県長野市戸隠字東前原1471番の1地先まで
県道松井田軽井沢線	長野県北佐久郡軽井沢町大字発地1399番の1地先から 長野県北佐久郡軽井沢町大字発地1399番の1地先まで
県道長野豊野線	長野県長野市大字南長野字徳永沖996番の1地先から 長野県長野市大字西長野字中長野19番の23地先まで
県道栃原北郷信濃線	長野県長野市門沢3745番の233地先から 長野県長野市門沢3745番の159地先まで
県道戸隠高原浅川線	長野県長野市戸隠字下柏原2501番の1地先から 長野県長野市大字上ヶ屋字麓原2471番の855地先まで
県道戸隠高原浅川線	長野県長野市門沢3745番の144地先から 長野県長野市浅川東条286番の1地先まで

2 指定する期日 平成17年4月1日

道路維持課

長野県告示第88号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定めます。

平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道152号	長野県上田市大字大屋字幅241番地先から 長野県小県郡丸子町大字腰越字花ヶ石1593番の7地先まで
県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線	長野県駒ヶ根市赤穂北割919番の1地先から 長野県駒ヶ根市赤穂北割497番の598地先まで
県道丸子東部インター線	長野県小県郡丸子町大字下丸子字東川329番の6地先から 長野県東御市常田字ハグロ560番の3地先まで
県道清野篠ノ井停車場線	長野県長野市篠ノ井御幣川字南松島808番の1地先から 長野県長野市篠ノ井御幣川字南松島799番の5地先まで

2 指定する期日 平成17年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

① 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよ

う走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

② 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

道路維持課

長野県告示第89号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の23第1項の規定により、次のとおり指定確認検査機関の指定の更新をすることとしました。

平成17年2月28日

長野県知事 田中康夫

- 更新した指定確認検査機関の名称及び住所  
財団法人長野県建築住宅センター  
長野市篠ノ井御幣川306番地1
- 更新の日  
平成17年3月2日

建築管理課

長野県警察本部告示第24号

平成16年長野県警察本部告示第48号(長野県警察本部の発注する自動車保管場所現地調査業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格)の一部を次のように改正し、平成17年3月7日から施行します。

平成17年2月28日

長野県警察本部長 岡弘文

第5第1項第3号を次のように改める。

(3) 法人にあっては、その登記事項証明書

交通規制課

## 選告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出のあった平成16年7月11日執行の参議院長野県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりです。

平成17年2月28日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成16年7月11日執行参議院長野県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 41,457,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	北沢 俊美	所属党派	民主党	期 間	4月20日から	第1回分
出納責任者氏名	佐藤 圭司				7月27日まで	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	円
			人件費	4,112,800
			家屋費	3,481,769
民主党本部		20,000,000	選挙事務所費	2,810,314
長野県中小企業団体政治連盟		300,000	集会会場費	671,455
健康保険政治連盟		300,000	通信費	1,269,866
長野県自由経済研究会		200,000	交通費	896,406
吉澤 隆美	会社役員	1,000,000	印刷費	6,267,000
滝沢 貞弘	無職	50,000	広告費	2,524,165
清水 恵美子	無職	100,000	文具費	0
大井 均	無職	100,000	食糧費	741,710
高木 京子	団体役員	1,000,000	宿泊費	1,215,901
小林 剛男	団体役員	100,000	雑費	1,468,097
今井 董	団体役員	300,000		
長野県農政同友会		100,000		
長野県農政同友会北信支部		30,000		
社会保険労務士政治連盟		50,000		
北沢 五朗	会社員	30,000		
全国農団労政治連盟		300,000		
長野県法人タクシー政治連盟		200,000		
その他の寄附 2件		30,000		
その他の収入		2,200,000		
今回計		26,390,000	今回計	21,977,714
前回計		-	前回計	-
総 計		26,390,000	総 計	21,977,714

報告書受理年月日	平成16年8月11日	第1回報告分
----------	------------	--------



候補者氏名	堀内 由光	所属党派	無所属	期 間	12月8日から	第1回分
出納責任者氏名	堀内 敏江				7月28日まで	

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)			円
			人件費		0
			家屋費		933,858
小林 康男	会社員	100,000	選挙事務所費		889,239
手塚 辰男	会社員	80,000	集会会場費		44,619
小林みどり	会社員	30,000	通信費		70,585
桜沢 和美	会社役員	130,000	交通費		56,540
田中 文代	自営業	30,000	印刷費		2,988,840
大野 貞子	無職	100,000	広告費		682,684
西田 哲郎	会社役員	30,000	文具費		36,524
小林 正雪	農業	30,000	食糧費		90,036
グループ新にっぽん		768,000	休泊費		13,200
中沢 良助	会社役員	30,000	雑費		5,703
佐々木一夫	会社役員	50,000			
その他の寄附	104件	612,080			
その他の収入		230,000			
今回計		2,220,080	今回計		4,877,970
前回計		-	前回計		-
総 計		2,220,080	総 計		4,877,970

報告書受理年月日	平成16年8月2日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	山口 典久	所属党派	日本共産党	期 間	6月24日から	第1回分
出納責任者氏名	岡沢 郁夫				7月11日まで	

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)			円
			人件費		2,890,000
			家屋費		140,000
日本共産党長野県委員会		809,350	選挙事務所費		140,000
田村 康一	団体職員	170,000	集会会場費		0
藤原 超	無職	170,000	通信費		0
神戸今朝人	無職	170,000	交通費		34,960
勝野 和徳	団体職員	170,000	印刷費		2,347,950
竹田 学	団体職員	170,000	広告費		853,750
熊谷 幸一	団体職員	170,000	文具費		817
篠田 昭一	団体職員	170,000	食糧費		47,188
上條 雅司	団体職員	170,000	休泊費		377,018
鈴木 航	団体職員	255,000	雑費		7,642
小林 一士	団体職員	255,000			
長瀬由希子	団体職員	255,000			
阿部 理子	無職	255,000			
佐藤久美子	団体職員	255,000			
高田カツ子	団体職員	255,000			
その他の寄附		0			
その他の収入		0			
今回計		3,699,350	今回計		6,699,325
前回計		-	前回計		-
総 計		3,699,350	総 計		6,699,325

報告書受理年月日	平成16年7月30日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	山口 わか子	所属党派	社会民主党	期 間	6月11日から	第1回分
出納責任者氏名	宮崎 一				7月22日まで	

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	支出	円
社会民主党長野県連合		12,000,000	人件費	6,242,000
社会民主党北信越ブロック協議会		3,000,000	家屋費	607,340
			選挙事務所費	561,100
			集会会場費	46,240
			通信費	437,962
			交通費	18,900
			印刷費	2,324,500
			広告費	2,844,514
			文具費	124,790
			食糧費	642,650
			休泊費	609,069
			雑費	744,973
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		15,000,000	今回計	14,596,698
前回計		—	前回計	—
総 計		15,000,000	総 計	14,596,698

報告書受理年月日	平成16年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	山口 わか子	所属党派	社会民主党	期 間	7月23日から	第2回分
出納責任者氏名	宮崎 一				8月20日まで	

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	支出	円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	311,415
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	70,079
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	21,210
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	402,704
前回計		15,000,000	前回計	14,596,698
総 計		15,000,000	総 計	14,999,402

報告書受理年月日	平成16年8月24日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	若林 正俊	所属党派	自由民主党	期 間	2月25日から	第1回分
出納責任者氏名	春原 芳夫				7月26日まで	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	円
自由民主党		8,000,000	人件費	6,032,525
自由民主党長野県参議院選挙区第一支部		15,000,000	家屋費	2,599,396
自由民主党長野県連		5,000,000	選挙事務所費	2,162,521
全国政経研究会		200,000	集会会場費	436,875
			通信費	1,994,035
			交通費	1,233,357
			印刷費	3,006,725
			広告費	3,558,032
			文具費	552,569
			食糧費	897,660
			休泊費	98,750
			雑費	1,676,718
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		28,200,000	今回計	21,649,767
前回計		-	前回計	-
総 計		28,200,000	総 計	21,649,767

報告書受理年月日	平成16年7月27日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	若林 正俊	所属党派	自由民主党	期 間	2月25日から	第2回分
出納責任者氏名	春原 芳夫				8月4日まで	

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	円
			人件費	199,500
			家屋費	531,510
			選挙事務所費	346,290
			集会会場費	185,220
			通信費	590,021
			交通費	595,825
			印刷費	2,874,800
			広告費	815,677
			文具費	344,396
			食糧費	18,727
			休泊費	0
			雑費	229,315
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	6,199,771
前回計		28,200,000	前回計	21,649,767
総 計		28,200,000	総 計	27,849,538

報告書受理年月日	平成16年8月4日	第2回報告分
----------	-----------	--------

選挙管理委員会